

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 市道の路線認定【建設局道路部管理課】 2
- 市道の路線変更【建設局道路部管理課】 4
- 市道の路線廃止【建設局道路部管理課】 5
- 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 6
- 町の区域の変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 7

◇ 教育委員会

- 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 8

北九州市告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3293	泉ヶ丘8号線	門司区泉ヶ丘	門司区泉ヶ丘
3294	東新町20号線	門司区東新町二丁目	門司区東新町二丁目
3295	不老町5号線	門司区不老町一丁目	門司区不老町一丁目
6394	朽網西60号線	小倉南区朽網西五丁目	小倉南区朽網西五丁目
6395	下城野27号線	小倉南区下城野一丁目	小倉南区下城野一丁目
6396	下城野28号線	小倉南区下城野一丁目	小倉南区下城野一丁目
6397	曾根新田32号線	小倉南区大字曾根新田	小倉南区大字曾根新田
6398	曾根新田北1号線	小倉南区曾根新田北五丁目	小倉南区曾根新田北七丁目
6399	中吉田138号線	小倉南区中吉田六丁目	小倉南区中吉田六丁目
3903	向洋町11号線	若松区向洋町	若松区向洋町

3 9 0 4	向洋町 1 2 号 線	若松区向洋町	若松区向洋町
3 9 0 5	向洋町 1 3 号 線	若松区向洋町	若松区向洋町
3 9 0 6	向洋町 1 4 号 線	若松区向洋町	若松区向洋町
3 9 0 7	向洋町 1 5 号 線	若松区向洋町	若松区向洋町
3 9 0 8	向洋町 1 6 号 線	若松区向洋町	若松区向洋町
3 9 0 9	東二島 9 7 号 線	若松区東二島一丁目	若松区東二島一丁目
7 1 1 3	市瀬 6 7 号線	八幡西区市瀬一丁目	八幡西区市瀬一丁目
7 1 1 4	永犬丸 2 2 4 号線	八幡西区永犬丸二丁 目	八幡西区永犬丸二丁 目
1 8 9 9	西鞘ヶ谷町 2 9 号線	戸畑区西鞘ヶ谷町	戸畑区西鞘ヶ谷町
1 9 0 0	西鞘ヶ谷町 3 0 号線	戸畑区西鞘ヶ谷町	戸畑区西鞘ヶ谷町
1 9 0 1	西鞘ヶ谷町 3 1 号線	戸畑区西鞘ヶ谷町	戸畑区西鞘ヶ谷町

北九州市告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
1049	伊川38号線	新	門司区大字伊川	門司区大字伊川
		旧	門司区大字伊川	門司区大字伊川
1615	朽網82号線	新	小倉南区朽網東五丁目	小倉南区朽網東五丁目
		旧	小倉南区大字朽網	小倉南区朽網東五丁目
3739	富士見5号線	新	小倉南区富士見一丁目	小倉南区富士見二丁目
		旧	小倉南区富士見二丁目	小倉南区富士見二丁目
6872	小嶺49号線	新	八幡西区小嶺一丁目	八幡西区小嶺一丁目
		旧	八幡西区小嶺一丁目	八幡西区小嶺一丁目

北九州市告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
1020	浅生14号線	戸畑区浅生二丁目	戸畑区浅生二丁目

北九州市告示第473号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを令和4年12月15日に確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月27日

北九州市長 北 橋 健 治

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市若松区響町一丁目1の12、5から9まで、11の1、11の2、12の1、12の4、12の5、14、26の1、105の1地先公有水面埋立地	14万6,705.15

北九州市告示第474号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

令和4年12月27日

北九州市長 北 橋 健 治

次の区域を若松区響町一丁目の町区域に編入する。

新たに生じた土地
北九州市若松区響町一丁目1の12、5から9まで、11の1、11の2、12の1、12の4、12の5、14、26の1、105の1地先 公有水面埋立地14万6,705.15平方メートル

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第13号

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「以下」を「当該初日後に条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表に規定する給料月額の設定をする条例(以下「給料改定条例」という。)が施行された場合における、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月(当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。)以後の当該会計年度任用職員の給料の月額の決定にあつては、当該給料改定条例による改正後の条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該施行月の翌月の初日。以下」に改める。

(北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「以下」を「当該初日後に教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表に規定する給料月額の設定をする条例(以下「給料改定条例」という。)が施行された場合における、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月(当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。)以後の当該会計年度任用教職員の給料の月額の決定にあつては、当該給料改定条例による改正後の教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該施行月の翌月の初日。以下」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。